

論点ペーパー附属資料K ～将来の庁舎整備に係る財政負担の調整～

(1) 委員の意見

(第29回大都市制度（特別区設置）協議会)

- 特別区設置時までには庁舎整備を行った場合、発行済みの大阪市債は全特別区で償還負担を分担
- 一方、特別区設置の数年後に庁舎整備を決定した場合は、各特別区で整備費用を負担
- こうした不公平が生じないように、特別区間で調整する仕組みが必要ではないか

(2) 特別区素案における関連制度

■特別交付金

- 災害等、普通交付金で算定されない特別の財政需要に対して交付

財政調整財源	特別区財政調整交付金	78.3 %	交付金 普通	94%	・地方交付税に準じた算出方法により各特別区へ配分 ・各特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付 基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額
			交付金 特別	6%	・各特別区の特別な需要等に応じて配分 ・ <u>特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分</u>
	大阪府へ配分	21.7 %	・事務分担（案）に応じて大阪府に配分		

※財政調整財源の配分割合は、第14回大都市制度（特別区設置）協議会で示した割合

(3) 検 討

(一般的な庁舎整備)

- 庁舎整備は一般的に、各団体の首長のマネジメントのもと、整備の必要性、規模、事業手法や財源確保の方策などが幅広く検討され、議会でも慎重な審議を経て進められる性格のもの。そのため、個別団体への財政支援は通常行われない（国の施策として推進する機能整備を伴う場合など、部分的に支援対象となることがある）

(特別区設置に伴う特殊性)

- ただし、特別区の設置に伴う庁舎整備は、一度限りの特殊な事象であり、特別区間の財政負担の差も想定されることから、特別交付金による財政措置で対応
- その場合でも、限られた特別交付金の効率的な活用を図る観点から、各特別区におけるコスト抑制を促す仕組みとする必要（詳細な制度設計が必要）

(4) 対応の方向性

- ◆ 特別区設置の後、**最初の庁舎整備に限り、庁舎整備に係る特別区債の元利償還金の一部について特別交付金で財政措置**（当分の間の措置）
- ◆ 財政措置の対象とする庁舎の規模や水準、措置の割合などの**具体的な算定ルールの設定については、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議して定める**ものとする